

平成18年度第2回都市計画公聴会の公述人の意見に対する考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対しての大阪府の考え方は、次のとおりです。

東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更案

公述人	意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
A	<p>東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更に反対である。</p> <p>我が家は、現高架工事中の西側に隣接し、ベランダの1メートル東に高欄がある。コンクリートの壁により部屋は暗くなり、風通しも非常に悪くなった。</p> <p>公が法律違反をするとは想像もしなかった。自分の都合で勝手に西へ1メートル寄せた。「JRの敷地内・軽微なことなので何ら問題ない」との言い分に怒りを覚える。</p> <p>平成14年の住民説明会では、変更を一言も言わなかった。</p> <p>当初認可に戻し、西側隣接地の日照・圧迫感・通風改善のために50センチでも、1メートルでも真ん中に寄せてほしいと切にお願いしたい。</p>	<p>当初は、事業認可の事業地と現地構造物との位置の差1メートルは、都市計画を定めている計画平面図(縮尺1/2,500)上では0.4ミリメートルと、判別が難しいほどわずかである等の理由により、都市計画の変更は必要ないと考えておりました。</p> <p>その後、関係機関との協議を重ねた結果、若干でも事業地の変更が生じた場合には厳密に都市計画変更が必要との結論に至り、事業が進捗した段階ではありますが、本案のとおり都市計画を変更することが妥当であると判断したものです。</p> <p>なお、環境対策については、事業者において適切に対処されるものと考えております。</p>